

海老名市危機管理基本方針

平成20年4月1日作成

【令和2年6月1日修正】

危機管理課

目次

1	目的	1
2	定義	1
3	基本方針	3
4	教育・訓練等	4
5	危機管理体制基本フロー	5

別表第 1

別表第 2

1 目的

この方針は、市が取り組む危機管理に関する基本的な考え方（基本方針）を定め、市における総合的な危機管理体制の整備及び推進を図ることにより、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等の生命、身体及び財産に及ぼす被害、損害、影響等（以下「被害等」という。）を未然に防止し、及び最小限にとどめることを目的とする。

2 定義

この方針において「危機」とは、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害等を直接的に及ぼし、又は及ぼすおそれのある緊急事象をいう。

（1）対象とする事象

ア 自然災害等

「自然災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害並びに航空灾害、鉄道灾害、道路灾害、放射性物質灾害及びその他灾害をいう。

イ 武力攻撃事態等

「武力攻撃事態等」とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態（武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。以下同じ。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。

ウ 緊急対処事態

「緊急対処事態」とは、事態対処法第22条に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針において武力攻撃事態であるとの認定が行われることとなる事態を含む。））をいう。

エ 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

(ア) 新型インフルエンザ等感染症

「新型インフルエンザ等感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）及び再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）をいう。

(イ) 新感染症

「新感染症」とは、感染症法第6条第9項に規定する新感染症（人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）をいい、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。

オ その他危機事象

「その他危機事象」とは、自然災害等、武力攻撃事態等、緊急対処事態、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症以外の危機事象をいう。

(2) 対象としない事象

災害等とは異なり、市民等に直接的に及ぼない事象（企業の倒産、大量の失業、金融危機等の経済危機等、職員の事件・事故及び不祥事等）は原則として対象としない。

3 基本方針

(1) 危機管理体制の整備及び推進

市は、市民等の安全・安心及び市民生活の安定を確保するため、市の有する全ての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他市町村その他関係機関等と相互に連携・協力し、市内に及ぶ危機事象に対し迅速かつ的確に対処するため、この方針において「海老名市地域防災計画」、「海老名市国民保護計画」、「海老名市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「海老名市危機管理計画」（以下「危機対処計画」という。）を統括し、総合的な危機管理体制の整備及び推進を図る。

(2) 危機管理体制の充実・強化等

ア 市は、社会情勢の変化等に伴う危機事象に即し、近年、防災行政の範囲を越えた新たに発生する危機事象を常に意識し、方針並びに危機対処計画の見直しを行い、必要に応じて修正を行い、また、様々な危機事象に対し臨機応変で柔軟な対応が執れるよう危機対処計画に基づく下位計画又は想定される危機事象に関する個別計画若しくは個別マニュアルを整備し、危機管理体制の充実・強化を図る。

イ 市は、前アの方針の修正を行う場合は、海老名市庁議に関する規程（昭和47年訓令第5号）別表に区分される「最高経営会議」に諮り、決定するものとする。ただし、方針の趣旨を変えない軽易な字句等の修正を行う場合は、同会議において修正後の報告とすることができます。

ウ 前イの「最高経営会議」に諮る場合又は報告する場合は、危機管理部局の職員の出席について議長の了承を得るものとする。

(3) 危機対処体制の確立

市は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、常に最悪の事態を想定し、初動体制を整備し、その事象内容、事象規模等に応じて次のとおり対処する。

ア 法令により計画の作成が義務付けられている次の(ア)から(エ)までに掲げる危機事象については、当該計画等により対処する。なお、次の(ア)から(エ)までに掲げる危機対処体制の組織は、別表第1及び別表第2に定める。ただし、本部長（又は連絡室長）が、危機対処体制の組織より、行政機構の組織での対処が有効と判断する場合は、行政機構の組織で対処する。

(ア) 自然災害等

海老名市地域防災計画により、次の a から c までに掲げるいずれかの危機対処体制をもって危機事象に対処する。

- a 海老名市災害対策本部
- b 海老名市地震災害警戒本部
- c 海老名市災害警戒本部

(イ) 武力攻撃事態等

海老名市国民保護計画により、次の a 及び b に掲げるいずれかの危機対処体制をもって危機事象に対処する。

- a 海老名市国民保護対策本部
- b 海老名市緊急事態連絡室

(ウ) 緊急対処事態

海老名市国民保護計画により、次の a 及び b に掲げるいずれかの危機対処体制をもって危機事象に対処する。

- a 海老名市緊急対処事態対策本部
- b 海老名市緊急事態連絡室

(エ) 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

海老名市新型インフルエンザ等対策行動計画により、海老名市新型インフルエンザ等対策本部をもって危機事象に対処する。

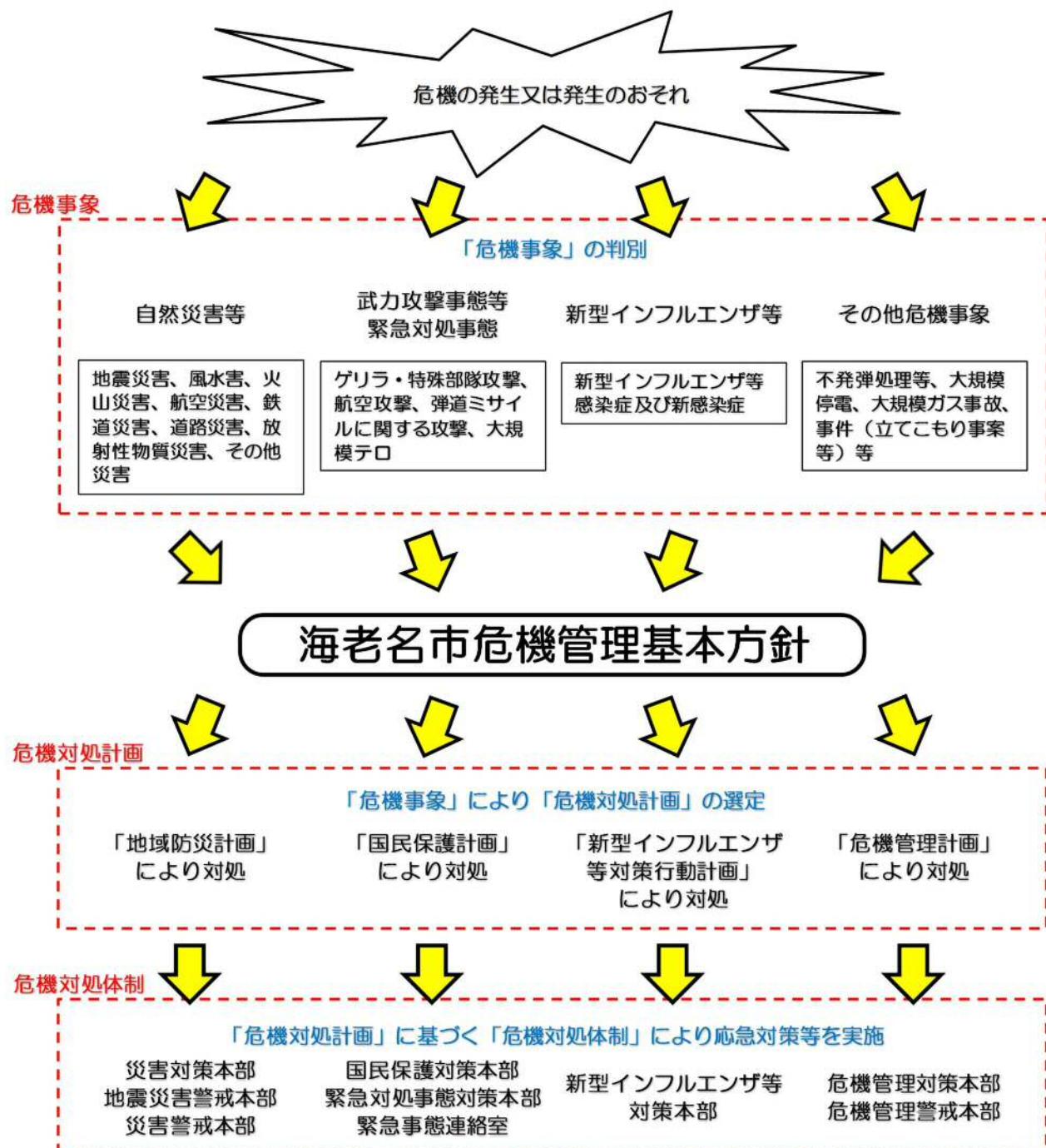
イ その他危機事象（法令等により計画等の作成が義務付けられていない。）については、海老名市危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）により、次の(ア)及び(イ)に掲げるいずれかの危機対処体制をもって危機事象に対処する。なお、次の(ア)及び(イ)に掲げる危機対処体制の組織は、行政機構の組織とする。

- (ア) 海老名市危機管理対策本部
- (イ) 海老名市危機管理警戒本部

4 教育・訓練等

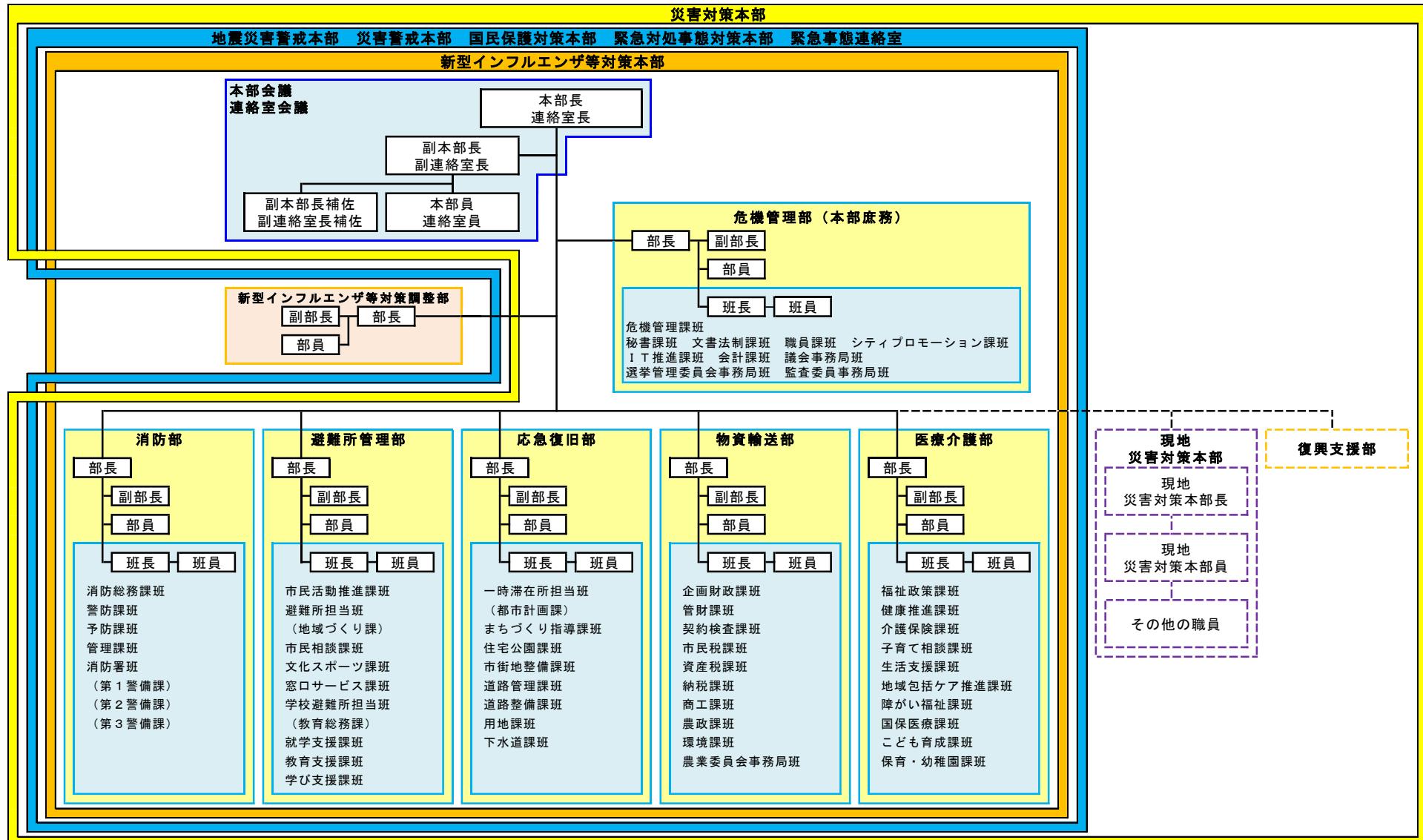
市は、職員に対し、危機対処計画に基づく下位計画又は想定される危機事象に関する個別計画若しくは個別マニュアルに係る教育・訓練を行い、当該計画等の実効性を高めるとともに、職員一人一人の危機事象に対する統率力、対応力、判断力等を強化し、危機管理能力及び危機管理意識の向上を図る。

5 危機管理体制基本フロー



別表第 1

危機対処体制組織図



別表第2

危機対処の部 (行政機構の部等)	部に属する本部員又は 部に属すべき本部員	部長、副部長及び部員		部に属する班	班長	部に属する班	班長
危機管理部 (市長室) (会計課) (議会事務局) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	市長室長 議会事務局長 会計管理者	部 長 市長室長 副部長 市長室次長 部 員 会計管理者 市長室文書法制担当部長	危機管理課 秘書課 文書法制課 職員課 シティプロモーション課 IT推進課	危機管理課長 秘書課長 文書法制課長 職員課長 シティプロモーション課長 IT推進課長	会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	会計課長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	
新型インフルエンザ等対策調整部	保健福祉部長	部 長 保健福祉部長 副部長 保健福祉部次長（健康・保険担当） 部 員 新型インフルエンザ等対策本部長が指名する者	—	—	—	—	—
消防部 (消防本部)	消防長	部 長 消防長 副部長 消防本部次長 部 員 消防本部担当部長兼消防指令センター長	消防総務課 警防課 予防課 管理課	消防総務課長 警防課長 予防課長 管理課長	消防署 (第1警備課) (第2警備課) (第3警備課)	消防署長	
避難所管理部 (市民協働部) (教育部)	市民協働部長 教育部長	部 長 市民協働部長 教育部長 副部長 市民協働部次長 教育部次長 部 員 市民協働部専任参事 （オリパラ・50周年担当） 市民協働部参事 （国際交流・スポーツ振興担当） 教育部参事（学校施設担当）	市民活動推進課 地域づくり課 (避難所担当班) 市民相談課 文化スポーツ課 窓口サービス課	市民活動推進課長 地域づくり課長 (避難所担当班長) 市民相談課長 文化スポーツ課長 窓口サービス課長	教育総務課 (学校避難所担当班) 就学支援課 教育支援課 学び支援課	教育総務課長 (学校避難所担当班長) 就学支援課長 教育支援課長 学び支援課長	
応急復旧部 (まちづくり部)	まちづくり部長	部 長 まちづくり部長 副部長 まちづくり部次長 部 員 まちづくり部道路担当部長	都市計画課 (一時滞在所担当班) まちづくり指導課 住宅公園課 市街地整備課	都市計画課長 (一時滞在所担当班長) まちづくり指導課長 住宅公園課長 市街地整備課長	道路管理課 道路整備課 用地課 下水道課	道路管理課長 道路整備課長 用地課長 下水道課長	
物資輸送部 (財務部) (経済環境部) (農業委員会事務局)	財務部長 経済環境部長	部 長 財務部長 経済環境部長 副部長 財務部次長 経済環境部次長 部 員 財務部管財担当部長 経済環境部高座清掃施設組合担当部長 経済環境部専任参事（高座清掃施設組合）	企画財政課 管財課 契約検査課 市民税課 資産税課 納稅課	企画財政課長 管財課長 契約検査課長 市民税課長 資産税課長 納稅課長	商工課 農政課 環境課 農業委員会事務局	商工課長 農政課長 環境課長 農業委員会事務局長	
医療介護部 (保健福祉部)	保健福祉部長	部 長 保健福祉部長 副部長 保健福祉部次長 部 員	福祉政策課 健康推進課 介護保険課 子育て相談課 生活支援課	福祉政策課長 健康推進課長 介護保険課長 子育て相談課長 生活支援課長	地域包括ケア推進課 障がい福祉課 国保医療課 こども育成課 保育・幼稚園課	地域包括ケア推進課長 障がい福祉課長 国保医療課長 こども育成課長 保育・幼稚園課長	

備考

- 危機対処の部の欄に掲げる危機管理部、消防部、避難所管理部、応急復旧部、物資輸送部及び医療介護部は、災害対策本部、地震災害警戒本部、災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部、緊急事態連絡室又は新型インフルエンザ等対策本部が設置され、当該本部長から配備体制が発令された場合に当該本部に置かれる部である。
- 新型インフルエンザ等対策調整部は、新型インフルエンザ等対策本部が設置され、当該本部長から配備体制が発令された場合に当該本部に置かれる部である。
- 班の名称及び班長の名称は、課、署及び事務局の後に「班」を付す。ただし、地域づくり課、教育総務課及び都市計画課の班の名称及び班長の名称については、括弧内の名称とする。

【作成・修正履歴】

《平成20年4月1日・作成》

《平成22年4月1日・一部修正》

《平成24年4月1日・一部修正》

《平成24年7月1日・一部修正》

《平成25年4月1日・一部修正》

《平成25年6月25日・全部修正》

《平成28年4月1日・一部修正》

《平成31年4月1日・一部修正》

《令和2年4月1日・一部修正》

《令和2年6月1日・一部修正》